

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p>(平成十年法律第二十五号) 最終改正：令和三年法律第一一号 (令和3年3月31日公布、令和4年1月1日施行) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律</p> <p>(趣旨) 第一条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国税 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。</p> <p>二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿（国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十六条第十一項（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）に規定する帳簿を除く。）をいう。以下同じ。）又は国税関係書類（国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）をいう。</p>	<p>(平成十年法律第二十五号) 最終改正：令和元年法律第十六号 (令和元年5月31日公布、令和元年12月16日施行) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律</p> <p>(趣旨) 第一条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国税 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。</p> <p>二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿（国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十六条第十一項（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）に規定する帳簿を除く。）をいう。以下同じ。）又は国税関係書類（国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）をいう。</p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p>三 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式（<u>第五号</u>において「電磁的方式」という。）で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>四 保存義務者 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。</p> <p><u>五</u> 電子取引 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。</p> <p><u>六</u> 電子計算機出力マイクロフィルム 電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。</p> <p>(他の国税に関する法律との関係)</p> <p>第三条 国税関係帳簿書類の備付け又は保存及び国税関係書類以外の書類の保存については、他の国税に関する法律に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)</p> <p>第四条 保存義務者は、国税関係帳簿（<u>財務省令で定めるものを除く。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第八条第一項及び第四項において同じ。</u>）の<u>全部</u>又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合<u>には</u>、財務省令で定めるところにより、<u>当該</u>国税関係帳簿に</p>	<p>三 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式（<u>第六号</u>において「電磁的方式」という。）で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>四 保存義務者 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。</p> <p><u>五 納税地等 保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者（国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ。）である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務（国税に関する法律の規定により業務に関して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。</u></p> <p><u>六</u> 電子取引 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。</p> <p><u>七</u> 電子計算機出力マイクロフィルム 電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。</p> <p>(他の国税に関する法律との関係)</p> <p>第三条 国税関係帳簿書類の備付け又は保存及び国税関係書類以外の書類の保存については、他の国税に関する法律に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)</p> <p>第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の<u>全部</u>又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合<u>であって、納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）の承認を受けたときは</u>、財務省令で定めると</p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p>係る電磁的記録の備付け及び保存をもって<u>当該</u>国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、<u>当該</u>国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって<u>当該</u>国税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。<u>以下この項において同じ。</u>）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、<u>当該</u>国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって<u>当該</u>国税関係書類の保存に代えることができる。<u>この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従って行われていないとき（当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第五条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、<u>当該</u>国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって<u>当該</u>国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、<u>当該</u>国</p>	<p>ころにより、<u>当該承認を受けた</u>国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって<u>当該承認を受けた</u>国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合は<u>であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは</u>、財務省令で定めるところにより、<u>当該承認を受けた</u>国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって<u>当該承認を受けた</u>国税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合は<u>であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは</u>、財務省令で定めるところにより、<u>当該承認を受けた</u>国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって<u>当該承認を受けた</u>国税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第五条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合は<u>であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは</u>、財務省令で定めるところにより、<u>当該承認を受けた</u>国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって<u>当該承認を受けた</u>国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合は<u>であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは</u></p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p>税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって<u>当該</u>税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前条第一項の規定により<u>税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第二項の規定により税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該税関係書類の保存に代えている</u>保存義務者は、財務省令で定める場合には、当該<u>税関係帳簿又は当該税関係書類</u>の全部又は一部について、財務省令で定めるところにより、当該<u>税関係帳簿又は当該税関係書類</u>に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該<u>税関係帳簿又は当該税関係書類</u>に係る電磁的記録の保存に代えることができる。</p>	<p><u>は</u>、財務省令で定めるところにより、<u>当該承認を受けた</u>税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって<u>当該承認を受けた</u>税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前条第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、財務省令で定める場合において、当該承認を受けている<u>税関係帳簿書類</u>の全部又は一部について所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた<u>税関係帳簿書類</u>に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた<u>税関係帳簿書類</u>に係る電磁的記録の保存に代えることができる。</p> <p><u>(電磁的記録による保存等の承認の申請等)</u></p> <p><u>第六条</u> 保存義務者は、<u>第四条第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする税関係帳簿の備付けを開始する日(当該税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。)</u>の三月前の日までに、<u>当該税関係帳簿の種類、当該税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項において同じ。)</u>の概要その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとする場合において、<u>当該承認を受けようとする税関係帳簿の全部又は一部が、その業務の開始の日から同日以後五月を経過する日までの間又はその設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する税関係帳簿であるときは、その業務の開始の日以後二月を経過する日又はその設立の日以後三</u></p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
	<p><u>月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。</u></p> <p><u>2 保存義務者は、第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日（当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人が、同条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その業務の開始の日から同日以後五月を経過する日までの間又はその設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、その業務の開始の日以後二月を経過する日又はその設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。</u></p> <p><u>3 所轄税務署長等は、第一項又は前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある国税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。</u></p> <p><u>一 次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第八条第二項の規定による通知を受けた国税関係帳簿書類であって、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。</u></p> <p><u>二 その電磁的記録の備付け又は保存が、第四条各項に規定する財務省令で</u></p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
	<p><u>定めるところに従って行われないと認められる相当の理由があること。</u></p> <p><u>4 所轄税務署長等は、第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。</u></p> <p><u>5 第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 当該申請書が国税関係帳簿に係るものである場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該国税関係帳簿の備付けを開始する日の前日</u> <u>二 当該申請書が国税関係書類に係るものである場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日の前日</u> <u>三 当該申請書が第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出されたものである場合 その提出の日から三月を経過する日</u> <p><u>6 保存義務者は、第四条各項のいずれかの承認を受けようとする国税関係帳簿書類につき、所轄税務署長のほかに第一項又は第二項の申請書の提出に当たり便宜とする税務署長（以下この項において「所轄外税務署長」という。）がある場合において、当該所轄外税務署長がその便宜とする事情について相当の理由があると認めたときは、財務省令で定めるところにより、当該所轄外税務署長を経由して、当該申請書を当該所轄税務署長等に提出することができる。この場合において、当該申請書が所轄外税務署長に受理されたときは、当該申請書は、その受理された日に所轄税務署長等に提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）</u></p> <p><u>第七条 第四条各項のいずれかの承認を受けている保存義務者は、当該承認を受けている国税関係帳簿書類（以下この条及び次条第一項において「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、第四条</u></p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
	<p><u>第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、財務省令で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の種類その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があったときは、その提出があった日以後は、当該届出書に係る電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとする。</u></p> <p><u>2 第四条各項のいずれかの承認を受けている保存義務者は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る前条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（国税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前条第六項の規定は、前二項の届出書の提出について準用する。</u></p> <p><u>（電磁的記録による保存等の承認の取消し）</u></p> <p><u>第八条 所轄税務署長等は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類について、その承認を取り消すことができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 その電磁的記録の備付け又は保存が行われていないこと。</u> <u>二 その電磁的記録の備付け又は保存が第四条各項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないこと。</u> <p><u>2 所轄税務署長等は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知する。</u></p> <p><u>（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）</u></p> <p><u>第九条 前三条の規定は、第五条各項の承認について準用する。この場合において、第六条第一項中「第四条第一項の承認を受けようとする場合には」とある</u></p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
	<p> <u>のは「前条第一項の承認を受けようとする場合にあっては」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては、当該承認を受けようとする第四条第一項の承認を受けている国税関係帳簿について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）の三月前の日までに」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第一項の承認」と、同条第二項中「第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては、当該承認を受けようとする第四条第二項の承認を受けている国税関係書類について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに」と、「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」とあるのは「種類、」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」と、同条第三項第二号中「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、同条第五項中「前日」とあるのは「前日（当該申請書が前条第三項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日の前日）」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項中「第四条各項」とあるのは「第五</u> </p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p>(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)</p> <p>第六条 国税関係帳簿書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。</p> <p>(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)</p> <p>第七条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。</p> <p>(他の国税に関する法律の規定の適用)</p> <p>第八条 <u>第四条第一項、第二項若しくは第三項前段又は第五条各項のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類</u>に係る電磁的記録又は電子計算</p>	<p><u>条各項」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「第四条第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「及び保存」とあるのは「及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「の保存」とあるのは「の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、同条第二項中「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、前条第一項中「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)</p> <p>第九条の二 国税関係帳簿書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。</p> <p>(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)</p> <p>第十条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。<u>ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(他の国税に関する法律の規定の適用)</p> <p>第十一条 <u>第四条各項又は第五条各項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿書類</u>に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力</p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p>機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該<u>国税関係帳簿又は当該国税関係書類とみなす。</u></p> <p>2 前条に<u>規定する財務省令で定めるところに従って</u>保存が行われている電磁的記録に対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録を国税関係書類以外の書類とみなす。</p> <p>3 前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 所得税法第百四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類）又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）<u>第四条第一項、第二項若しくは第三項前段</u>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは<u>第七条</u>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p> <p>二 所得税法第百五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）及び法人税法第百二十三条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百四十六条第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十三条第一号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類）又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律<u>第四条第一項、第二項若しくは第三項前段</u>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは<u>第七条</u>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれ</p>	<p>マイクロフィルムを当該<u>国税関係帳簿書類とみなす。</u></p> <p>2 前条の規定により保存が行われている電磁的記録<u>又は電子計算機出力マイクロフィルム</u>に対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録<u>又は電子計算機出力マイクロフィルム</u>を国税関係書類以外の書類とみなす。</p> <p>3 前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 所得税法第百四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類）又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）<u>第四条各項</u>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは<u>第十条</u>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p> <p>二 所得税法第百五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）及び法人税法第百二十三条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百四十六条第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十三条第一号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類）又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律<u>第四条各項</u>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは<u>第十条</u>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p>か」とする。</p> <p>三 法人税法第四条の三第二項第三号ロ（連結納税の承認の申請）の規定の適用については、同号ロ中「次条第一項」とあるのは、「次条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）<u>第四条第一項、第二項若しくは第三項前段</u>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは<u>第七条</u>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p> <p>四 法人税法第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び第二百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第四百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条の五第一項第一号及び第二百二十七条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律<u>第四条第一項、第二項若しくは第三項前段</u>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは<u>第七条</u>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p> <p><u>4 次に掲げる国税関係帳簿であって財務省令で定めるものに係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルム（政令で定める日以後引き続き当該要件を満たしてこれらの備付け及び保存が行われているものに限る。以下この項において同じ。）に記録された事項に関し国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書（次項において「修正申告書」という。）の提出又</u></p>	<p>三 法人税法第四条の三第二項第三号ロ（連結納税の承認の申請）の規定の適用については、同号ロ中「次条第一項」とあるのは、「次条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）<u>第四条各項</u>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは<u>第十条</u>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p> <p>四 法人税法第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び第二百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第四百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条の五第一項第一号及び第二百二十七条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律<u>第四条各項</u>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは<u>第十条</u>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p><u>は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正（次項において「更正」という。）（以下この項において「修正申告等」という。）があった場合において、同法第六十五条（過少申告加算税）の規定の適用があるときは、同条の過少申告加算税の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に係るもの以外のもの（以下この項において「電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>一 第四条第一項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該国税関係帳簿</u></p> <p><u>二 第五条第一項又は第三項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該国税関係帳簿</u></p> <p><u>5 第四条第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は前条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは同法第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（同法第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定に</u></p>	

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p><u>よる納税の告知をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付（以下この項において「期限後申告等」という。）があった場合において、同法第六十八条第一項から第三項まで（重加算税）の規定に該当するときは、同条第一項から第三項までの重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>6 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から四まで 略</p> <p>五 次に掲げる規定 令和四年四月一日</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 第三条の規定（同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第三百三十九条（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第五項の改正規定に限る。）、第四百四十三条、第四百五十条（地方自治法（昭和二十二年法</p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和三年三月三十一日法律第一一号) 抄</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第一条</u> この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から四まで 略</p> <p><u>五 次に掲げる規定 令和四年一月一日</u></p> <p>イからトまで 略</p> <p><u>チ 第十二条の規定及び附則第八十二条の規定</u></p> <p><u>(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p><u>第八十二条</u> 第十二条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下この条において「新電子帳簿保存法」という。）第四条第一項及び第五条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する新電子帳簿保存法第四条第一項に規定する国税関係帳簿（特定国税関係帳簿を除く。）について適用し、同日前に備付けを開</p>	<p>律第六十七号) 第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。)、第五百五十一条から第五十六条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十三条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）第五十八条第一項の改正規定に限る。）、第六十四条、第六十五条及び第六十七条の規定</p> <p>ハからルまで 略</p> <p>ヲ 第二十一条の規定</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p><u>始した国税関係帳簿（特定国税関係帳簿を含む。）については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新電子帳簿保存法第四条第二項及び第五条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる国税関係書類（特定国税関係書類を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた国税関係書類（特定国税関係書類を含む。）については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 新電子帳簿保存法第四条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項に規定する国税関係書類（特例特定国税関係書類を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた第十二条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下この条において「旧電子帳簿保存法」という。）第四条第三項に規定する国税関係書類（特例特定国税関係書類を含む。）については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 新電子帳簿保存法第五条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項の国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録（特定電磁的記録を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録（特定電磁的記録を含む。）については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>5 前各項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>一 特定国税関係帳簿 附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿</u></p> <p><u>二 特定国税関係書類 附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第二項又は第五条第二項のいずれかの承認を受けている国税関係書類</u></p> <p><u>三 特例特定国税関係書類 附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている同項に規定する国税</u></p>	

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p><u>関係書類</u></p> <p><u>四 特定電磁的記録 附則第一条第五号チに掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第五条第三項の承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録</u></p> <p><u>6 新電子帳簿保存法第七条の規定は、令和四年一月一日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>7 新電子帳簿保存法第八条第四項の規定は、令和四年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。次項において「法定申告期限」という。）が到来する国税について適用する。この場合において、旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項のいずれかの承認を受けている新電子帳簿保存法第八条第四項に規定する財務省令で定める国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは、同項に規定する財務省令で定める要件を満たして備付け及び保存が行われている同項各号に掲げる国税関係帳簿であって財務省令で定めるものに係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムとみなす。</u></p> <p><u>8 新電子帳簿保存法第八条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に法定申告期限（国税通則法第六十八条第三項又は第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税については同法第二条第八号に規定する法定納期限とし、国税に関する法律の規定により当該法定納期限とみなされる期限を含む。）が到来する国税について適用する。この場合において、旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録は、新電子帳簿保存法第四条第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録と、旧電子帳簿保存法第十条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報</u></p>	

新旧対照表

令和3年3月31日公布 電子帳簿保存法 改正

新 (令和3年度改正)	旧 (令和3年3月31日現行法)
<p><u>に係る電磁的記録（当該保存義務者が同条ただし書の規定により当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合における当該電磁的記録を除く。）は、新電子帳簿保存法第七条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録と、それぞれみなす。</u></p> <p><u>(政令への委任)</u></p> <p><u>第百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</u></p>	

※ 本紙にて提供する情報については、正確であるよう万全を期してはおりますが、最終的な法令の確認は利用者様ご自身において行っていただきますようお願いいたします。